

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 4 号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 1（第 2 条関係） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料				別表第 1（第 2 条関係） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料			
事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この表において「法」という。）第 3 条第 1 項の風俗営業の許可 （1） ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この表において「政令」という。） <u>第 7 条</u> の営業について許可を受けよ	[略]			1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この表において「法」という。）第 3 条第 1 項の風俗営業の許可 （1） ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この表において「政令」という。） <u>第 8 条</u> の営業について許可を受けよ	[略]		

うとする場合 ア・イ [略] (2) ぱちんこ屋又は 政令第7条の営業以 外の風俗営業につい て許可を受けようと する場合 ア・イ [略]	
[略]	
17 [略]	[略]

うとする場合 ア・イ [略] (2) ぱちんこ屋又は 政令第8条の営業以 外の風俗営業につい て許可を受けようと する場合 ア・イ [略]					
[略]					
17 [略]	[略]				
18 <u>法第31条の22の特定 遊興飲食店営業の許可</u> (1) <u>3月以内の期間 を限って営む営業</u> (2) <u>その他の営業</u>	<table border="1"> <tr> <td>短期間特定 遊興飲食店 営業許可申 請手数料</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>特定遊興飲 食店営業許 可申請手数 料</td> <td>24,000円</td> </tr> </table>	短期間特定 遊興飲食店 営業許可申 請手数料	14,000円	特定遊興飲 食店営業許 可申請手数 料	24,000円
短期間特定 遊興飲食店 営業許可申 請手数料	14,000円				
特定遊興飲 食店営業許 可申請手数 料	24,000円				
19 <u>法第31条の23におい て準用する法第5条第 4項の許可証の再交付</u>	<table border="1"> <tr> <td>特定遊興飲 食店営業許 可証再交付 手数料</td> <td>1,100円</td> </tr> </table>	特定遊興飲 食店営業許 可証再交付 手数料	1,100円		
特定遊興飲 食店営業許 可証再交付 手数料	1,100円				
20 <u>法第31条の23におい て準用する法第7条第 1項の特定遊興飲食店</u>	<table border="1"> <tr> <td>特定遊興飲 食店営業相 続承認申請</td> <td>8,600円</td> </tr> </table> 当該申請を行う者が同 時に他の同項の承認の	特定遊興飲 食店営業相 続承認申請	8,600円		
特定遊興飲 食店営業相 続承認申請	8,600円				

	<u>営業の相続の承認の申請に対する審査</u>	<u>手数料</u>	<u>申請を行う場合における当該他の同項の承認の申請に係る審査</u> 3,800円
21	<u>法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の特定遊興飲食店営業の合併の承認の申請に対する審査</u>	<u>特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料</u>	11,000円 当該申請を行う者が同時に他の同項の承認の申請を行う場合における当該他の同項の承認の申請に係る審査 3,300円
22	<u>法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の特定遊興飲食店営業の分割の承認の申請に対する審査</u>	<u>特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料</u>	11,000円 当該申請を行う者が同時に他の同項の承認の申請を行う場合における当該他の同項の承認の申請に係る審査 3,300円
23	<u>法第31条の23において準用する法第9条第1項の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</u>	<u>特定遊興飲食店営業構造設備変更承認申請手数料</u>	9,900円
24	<u>法第31条の23において準用する法第9条第4項の許可証の書換え</u>	<u>特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料</u>	1,400円

--	--

備考1 風俗営業の許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可の手数料の額は、それぞれ1の項の金額の欄に定める額から知事が別に定める額を減じた額とする。

2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき風俗営業の許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ1の項の金額の欄に定める額に、知事が別に定める額を加算した額とする。

3・4 [略]

<u>25 法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の特例特定遊興飲食店営業者の認定</u>	<u>特例特定遊興飲食店営業者認定手数料</u>	<u>13,000円</u> 当該申請を行う者が同時に他の同項の認定の申請を行う場合における当該他の同項の認定の申請に係る審査 <u>10,000円</u>	
<u>26 法第31条の23において準用する法第10条の2第5項の認定証の再交付</u>	<u>特例特定遊興飲食店営業認定証再交付手数料</u>	<u>1,100円</u>	
<u>27 法第31条の23において準用する法第24条第6項の管理者に対する講習</u>	<u>特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料</u>	講習 <u>1時間 650円</u>	

備考1 風俗営業の許可を受けようとする者が同時に他の風俗営業の許可を受けようとする場合における当該他の風俗営業の許可の手数料の額は、それぞれ1の項の金額の欄に定める額から知事が別に定める額を減じた額とする。

2 法第4条第3項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定が適用される営業所につき風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ1の項又は18の項の金額の欄に定める額に、知事が別に定める額を加算した額とする。

3・4 [略]

5 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の

特定遊興飲食店営業の許可の手数料の額は、それぞれ18の項の金額の欄に定める額から知事が別に定める額を減じた額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定に基づきされた特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査については、この条例による改正後の岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1の18の項の規定の例により手数料を徴収する。